

国土交通省告示第七百九十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、併せて告示する。

平成十六年七月九日

国土交通大臣 石原 伸晃

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類

- 1 一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「大和・御所道路（大和区間）」・奈良県天理市二階堂北菅田町地内から同県橿原市小槻町地内まで）
- 2 一般国道24号改築工事（奈良県天理市二階堂北菅田町地内から同県橿原市小槻町地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに県道天理斑鳩線一部改築工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 奈良県天理市二階堂北菅田町、二階堂南菅田町及び庵治町並びに同県磯城郡川西町大字下永及び大字結崎並びに同郡三宅町大字三河、大字屏風及び大字伴堂並びに同郡田原本町大字黒田、大字宮古、大字保津、大字十六面、大字薬王寺及び大字矢部並びに同県橿原市飯高町及び小槻町地内
- 2 使用の部分 奈良県磯城郡川西町大字結崎並びに同郡三宅町大字伴堂並びに同郡田原本町大字宮古、大字保津、大字十六面、大字薬王寺及び大字矢部並びに同県橿原市飯高町及び小槻町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、奈良県大和郡山市伊豆七条町地内から同県橿原市新堂町地内までの延長13.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「大和・御所道路（大和区間）」）並びに一般国道24号改築工事及びこれに伴う附帯工事並びに県道天理斑鳩線一部改築工事（以下「本件事業」という。）のうち、供用のスケジュールに大きな差がある部分及び既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「大和・御所道路（大和区間）」）（以下「本自専道事業」という。）並びに一般国道24号改築工事及びこれに伴う附帯工事（以下「本路線事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第18

0号)第3条第2号の一般国道に関する事業であり、また、本路線事業の施行により遮断される県道天理斑鳩線の従来の機能を維持するための一部改築工事は、同条第3号の都道府県道に関する事業であり、それぞれ法第3条第1号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性について

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、また、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 事業の施行により得られる公共の利益について

イ 本路線事業について

本路線事業は、本件区間に係る一般国道24号(以下「現道」という。)及びその周辺道路の交通渋滞の緩和を主な目的とした、道路構造令(昭和45年政令第320号)第3種第2級の規格に基づく4車線のバイパス道路を建設する事業である。

現道は、奈良県中西部における重要な幹線道路であり、地域交通と法隆寺や石舞台古墳などの観光地を目的とする交通等がふくそうする地域において、当該地域の中心部を南北に伸びる主要幹線道路が現道しかないこと、現道の大半が狭小な2車線であること等から、朝夕の通勤時間帯を中心として交通渋滞が発生し、安全かつ円滑な自動車交通が阻害されている。

平成11年度道路交通センサス(以下「センサス」という。)によると、現道内の天理市二階堂町地内で32,232台/日、混雑度1.89、磯城郡田原本町鍵地内で26,992台/日、混雑度1.73となっている。また、平成10年9月に奈良県渋滞対策協議会が策定した「奈良県第3次渋滞対策プログラム」(以下「プログラム」という。)において、主要渋滞ポイントに選定されている箇所が7箇所存在し、そのうち嘉幡町交差点において平成14年12月に起業者が行った現地調査では、同交差点を起点として奈良市方面行き及び橿原市方面行きにそれぞれ850m及び450mの渋滞長が確認されている。

また、現道の周辺道路であり、現道に平行して南北に伸びている一般国道169号(以下「169号」という。) 県道大和郡山広陵線(以下「県道」という。)等において、それぞれ大半が狭小な2車線の道路であり、現道の渋滞箇所を迂回する自動車交通が流入している区間も存在していること等から、交通渋滞が発生

し、安全かつ円滑な自動車交通が阻害されている。

センサスによると、169号内の天理市柳本町地内で20,276台/日、混雑度1.56、県道内の北葛城郡広陵町大字大場地内で16,146台/日、混雑度1.53に達している。また、プログラムにおいて主要渋滞ポイントに選定された箇所が169号内に2箇所、県道内に1箇所存在し、そのうち169号内の天理インター交差点において、平成15年9月に起業者が行った現地調査では、同交差点を起点として奈良市方面行きに750mの渋滞長が確認されている。

本路線事業の完成により、本件区間における平均所要時間（休日混雑時）が現道を利用した場合の60分程度から20分程度に短縮されると見込まれるとともに、現道及びその周辺道路の自動車交通のうち、日常的な地域内交通の一部が本路線事業に係る区間に転換されることから、本路線事業に合わせて本自専道事業による4車線の自動車専用道路が建設されることと相まって、現道及び周辺道路の交通渋滞の緩和が図られるものと認められる。

さらに、本路線事業の事業計画は、昭和48年4月10日に都市計画決定、平成8年11月22日に都市計画変更されており、事業計画の基本的内容は、変更後の都市計画と整合しているものである。

ロ 本自専道事業について

本自専道事業は、京奈和自動車道の整備による近畿圏の交通ネットワークの形成、現道及びその周辺の交通渋滞の緩和を主な目的とした、道路構造令第1種第2級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業である。

京奈和自動車道は、京都市から奈良市を經由し、和歌山市に至る近畿圏内陸地域を結ぶ延長約120kmの一般国道24号の自動車専用道路であり、本自専道事業を含め「京奈道路」「五條道路」「橋本道路」「紀北東道路」「紀北西道路」等が順次事業化されているところである。

本自専道事業が完成し、京奈和自動車道が順次整備されることにより、京都、奈良、和歌山等の近畿圏内陸地域における各都市間の走行時間の短縮が図られ、地域間連携が強化されるとともに、法隆寺や高野山を擁する歴史、文化等の観光資源の豊富な地域を結ぶ広域観光ネットワークの形成、関西国際空港や特定重要港湾和歌山下津港へのアクセス向上による物流の効率化等に寄与することが認められる。なお、「全国総合開発計画」（平成10年3月閣議決定）、「近畿圏基本整備計画（第5次）」（平成12年4月総理府告示）等においても京奈和自動車道はこのような効果を発揮する戦略的な交通体系の一部として位置付けられている。

また、本自専道事業の完成により、本件区間における平均所要時間（休日混雑時）が現道を利用した場合の60分程度から10分程度に短縮されると見込まれるとともに、現道及びその周辺道路の自動車交通のうち、広域的な観光等を目的とする通過交通の一部が本自専道事業に係る区間に転換されることから、本自専道事業に合わせて本路線事業による4車線のバイパス道路が建設されることと相まって、現道及びその周辺道路の交通渋滞の緩和が図られるものと認められる。

さらに、本自専道事業の事業計画は、平成8年11月22日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、当該都市計画と整合しているものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 事業の施行により失われる利益について

本件事業について、起業者は、平成8年9月に、「都市計画における環境影響評価の実施について」(昭和60年6月建設省都市局長通知)等に基づいた環境影響評価(以下「平成8年評価」という。)を行っており、環境基準を満たすものと評価された。

また、起業者は、事業認定の申請に当たり、平成8年評価時に比べて計画交通量が増加している区間が一部あったことから、環境影響評価法(平成9年6月法律第81号)に基づき制定された、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年建設省令第10号)等に準じて、平成15年3月、計画交通量の増加による影響が考えられる項目に関して再評価を行った。その結果、騒音については、一部環境基準を超えると予測されたが、低騒音舗装を施工することにより、当該基準を満たすものと評価された。このため、起業者は、上記評価結果を踏まえ、本路線事業において低騒音舗装を施工することとしている。

さらに、本件区間内に文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地が17箇所存在するが、奈良県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存の措置を講じるものとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道及びその周辺道路においては、交通渋滞が発生し、安全かつ円滑な自動車交通が阻害されていることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、京奈和自動車道の沿線府県知事からなる京奈和自動車道建設促進協議会、奈良県内の沿線周辺市町村長からなる京奈和自動車道整備促進期成同盟会より、関西経済の発展、地域のまちづくりの支援、渋滞の緩和等の観点から本件事業の早期

完成に関する要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等に定める規格に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 奈良県天理市役所建設部土木課、同県磯城郡川西町役場産業建設部計画課、同郡三宅町役場土木監理課、同郡田原本町役場産業建設部建設課及び橿原市役所建設部建設管理課

第 6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 奈良県磯城郡川西町大字結崎並びに同郡田原本町大字十六面、大字保津、大字薬王寺及び大字矢部地内